他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産」に「投資比率を」を「投資比率も」に改める。

第１条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の改正規定のうち記載上の注意(11－2)ｂに係る部分中「第31条の４第４項第４号」を「第31条の４第４項」に改め、記載上の注意⑰に係る部分を次のように改める。

⑰　投資法人の目的及び基本的性格

ａ　規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。

ｂ　投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。⑱ａにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

第１条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の改正規定のうち記載上の注意⑱ａに係る部分中「仕組み」の次に「（当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）」を加え、記載上の注意㉓ｃに係る部分中「発行する株式」を「発行済株式」に改め、「出資（」の次に「当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。」を加え、「の50％を超えて」を「又は総額に同令第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該」に、「海外不動産保有法人ごとに、」を「当該海外不動産保有法人ごとに、当該」に、「出資額、」を「出資額、当該」に、「当該投資法人の資産に属する」を「ファンドに属する当該」に、「がその発行済株式等の総数に占める割合及び」を「の数又は額の当該海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額に対する割合及び当該」に改め、記載上の注意㉝ｂに係る部分中「による区分」の次に「その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類」を加え、記載上の注意㉞及び㉟に係る部分を次のように改める。

㉞　投資有価証券の主要銘柄

ａ　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

ｂ　投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下㉞において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

ｃ　発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

ｄ　当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

ｅ　投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

ｆ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

㉟　投資不動産物件

ａ　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

ｂ　投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下㉟において同じ。）について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ｂにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近５年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下ｂにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10％以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近５年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10％以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

ｃ　投資法人が、海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を超えて当該株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資する不動産について、ｂに準じて記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。

ｄ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

第１条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の改正規定のうち記載上の注意㊱ｂに係る部分中「資産の種類」を「その他の資産の種類又は性質」に改め、記載上の注意㊱ｃに係る部分中「当該資産について取引所で取引されるもの」を「その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影